

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 ウエルプラザ

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ウエルプラザ（以下「本会」という。）の定款第 8 条および定款第 22 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給）

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等については、報酬を支給するが、賞与および退職手当は支給しない。
- （2）非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合は別表 2 のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、役職員等旅費規程に基づき、その実費弁償額を別途支払うことができる

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表 1 に定める額
- （2）通勤手当については、給与規程別表「通勤手当支給表」の規定に準ずる額

（出 張）

第 4 条 本会の役員等が用務のため出張したときは、「役職員等旅費規程」の定めるところにより旅費を支給する。

2 本会の役員等が施設外において、本会が承認した研修会等を受講した場合は、職員の「施設外研修規程」に準じた必要な手当・費用を支給する。

（当会職員給与との併給）

第 5 条 当会職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、毎月 10 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第 16

条の規定に準じて支給する。

- 2 非常勤役員等に対しては、理事会または評議員会等への出席などの法人業務を行った都度、費用弁償する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成11年 4月 1日より施行する。
- ②この規程は、平成21年 6月 1日より改定施行する。
- ③この規程は、平成24年 4月 1日より改定施行する。
- ④この規程は、平成29年 6月13日より改定施行する。
- ⑤この規程は、令和 7年 4月 1日より改定施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 2,000,000円を超えない額

別表 2（非常勤役員等に対する費用弁償）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円（源泉所得税控除後）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（源泉所得税控除後）

（2）理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円（源泉所得税控除後）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（源泉所得税控除後）

（3）監事

	日 額
理事会、監事監査等への出席	10,000円（源泉所得税控除後）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円（源泉所得税控除後）